

を
「

| | | |
|------|-----------------|-----------|
| 整理番号 | 登録番号 | |
| | 狩猟免許 | |
| | 損害の賠償 | |
| | 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 | 所属市町村名() |

に、「受けたいので」を「受けたいので、」に改め、同様式裏面中

「

| | |
|-------|--|
| そ の 他 | |
|-------|--|

」

を
「

| | |
|---|-----------|
| そ の 他 | |
| (7) 対象鳥獣捕獲員である場合は、 にL印を付し、かつ、所属市町村名を記載してください。 | |
| 対象鳥獣捕獲員 | 所属市町村名() |

に改める。

別記第12号様式中「代表者の氏名)変更届」を「代表者の氏名・対象鳥獣捕獲員であるか否かの別・所属市町村)変更届」に、「変更した」を「変更した(対象鳥獣捕獲員になった・対象鳥獣捕獲員でなくなった・所属市町村の変更があった)」に、「第12項」を「第12項・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第5項の規定により読み替えて適用される鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第4項」に、

「

| | |
|-------|--|
| 変 更 後 | |
|-------|--|

」

を
「

| | |
|--|--|
| 変 更 後 | |
| 対象鳥獣捕獲員になった 対象鳥獣捕獲員でなくなった (該当する場合は、 にL印を付してください。) | |

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第422号

高知県青少年保護育成条例(昭和52年高知県条例第32号)第14条第1項の規定により、青少年に有害ながん具刃物類として次のとおり指定する。

平成20年6月25日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

Table with 3 columns: 名称, 形状及び構造, 指定理由. Entry: ダガーナイフ, 鍔を中心として左右が対称な両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの, 人の生命又は身体に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるため

高知県告示第436号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)の募集期間等を次のとおり告示する。

平成20年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 男子(平成21年3月及び4月採用)
(1) 募集期間
随時(それぞれの試験期日の前日まで(最終期限は、平成20年10月1日(水)))
(2) 試験期日
平成20年9月18日(木)
平成20年9月25日(木)
平成20年10月2日(木)
(3) 試験場の位置及び名称
高知市棧橋通六丁目7-43 高知県総合保健協会
2 女子(平成21年3月及び4月採用)
(1) 募集期間
平成20年8月1日(金)から同年9月10日(水)まで
(2) 試験期日
平成20年9月29日(月)
(3) 試験場の位置及び名称
高知市永国寺町5-15 高知県立高知女子大学永国寺キャンパス
3 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128

ホームページアドレス http://www.mod.go.jp/pco/kochi/
高知県告示第437号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

Table with 4 columns: 医療機関の名称, 所 在 地, 廃止年月日. Entry: 高知調剤株式会社, 須崎市東古市町1-26, 平成20・5・31

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第3項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成19年度の経営状況を次のとおり公表する。

平成20年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

Table with 2 columns: 事業実績, 収支計算. Includes sub-tables for 1 事業実績 and 2 収支計算 with various financial figures.

Table with 2 columns: 項目, 金額. Includes 管理費, 建物管理費, 特定資産等取得支出, etc.

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、南国市田村堰井筋土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成20年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

Table with 4 columns: 役名, 氏 名, 住 所, 備考. Lists board members and their details.

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、野市下井堰土地改良区の定款の変更を平成20年6月18日に認可した。

平成20年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第41号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号(その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成20年6月16日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

2 老人ホームの表中

「

| | |
|------------------|----------------|
| 特別養護老人ホームうらかか春陽荘 | 高知市春野町西分4660番地 |
|------------------|----------------|

」

を

「

| | |
|------------------|----------------|
| 特別養護老人ホームうらかか春陽荘 | 高知市春野町西分4660番地 |
| 軽費老人ホームケアハウス集家 | 高知市円行寺52番地13 |

」

に改める。

収 用 委 員 会 公 告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているの
で、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成20年7月9日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成20年7月1日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

1 書面の種類

平成20年6月11日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書

2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名

高知市春野町西畑字本割1524番14の土地の所有者のうち次の者

居所不明。ただし、住民票住所

広島県呉市川尻町東一丁目13番25 - 204号 徳能 洋一